

## 台湾向け検疫対象物の郵便による輸出について

農林水産省植物防疫所

2018年6月20日、台湾の植物防疫法が改正されたことに伴い、以下の情報が掲載されましたので、お知らせします。

検疫対象物は郵便で輸入してはならない。郵便で輸入した場合は返送または廃棄される。但し、次のいずれかの場合、これに限定されない。

1. 台湾植物検疫機関により植物検疫証明書の提出を免除されることが公表されたもの。
2. 郵便物の受領者により、事前に台湾植物検疫機関に申請され、輸入の承認を受けたもの。

本件は、2019年6月20日より実施されます。

(参考：台湾の植物検疫当局のホームページ)

[外部リンク] 経郵寄方式輸出入植物検疫物検疫作業辦法草案

[https://www.baphiq.gov.tw/files/web\\_articles\\_files/baphiq/18491/21536.pdf](https://www.baphiq.gov.tw/files/web_articles_files/baphiq/18491/21536.pdf)

[外部リンク] 植物検疫証明書の提出の免除が公表されたもの

[https://www.baphiq.gov.tw/files/web\\_articles\\_files/baphiq/14286/6614.pdf](https://www.baphiq.gov.tw/files/web_articles_files/baphiq/14286/6614.pdf)

つきましては、台湾向けに検疫対象物を輸出される場合は、郵便の受領者により台湾植物検疫機関へ適切に申請がなされ、輸入の承認を受けていることをご確認くださいようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、植物防疫所までお問い合わせください。

(各植物防疫所の連絡先は、以下のアドレスを参照ください。)

<http://www.maff.go.jp/pps/j/map/index.html>